

財政制度等審議会 財政投融资分科会
説明資料
(地方公共団体)

財務省 理財局
2025年10月29日

目次

1. 地方債制度
2. 地方公共団体向け財政融資の現状
3. 令和8年度要求の概要
4. 編成上の論点
上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

1. 地方債制度

2. 地方公共団体向け財政融資の現状

3. 令和8年度要求の概要

4. 編成上の論点

上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

1-1 地方財政計画・地方債計画・財投計画の関係（令和7年度当初）

地方財政計画

97.1兆円

歳出

給与関係経費
21.0

一般行政経費
45.6

投資的経費
12.1

公債費 10.7

その他 7.6

歳入

地方交付税
19.0
地方特例交付金 0.2

地方税・
地方譲与税
48.4

地方債 6.0

国庫支出金
17.2

その他 6.3

地方債計画

9.1兆円

普通会計分／ 公営企業会計等分

普通会計分
6.0

公営企業会計等分
3.1

資金区分

財政融資資金
2.3

地方公共団体
金融機構資金
1.6

市場公募
3.3

銀行等引受
2.0

財政投融资計画

12.2兆円

日本政策金融公庫
3.2

地方公共団体 2.3

国際協力機構 1.9

国際協力銀行 1.5

その他 3.4

- 各省の事業や経済情勢を踏まえた地方財政全体の見通し。
- 歳入・歳出に収支不足が発生する場合、一般会計加算や臨時財政対策債の発行等の「**地方財政対策**」を講じる。

- 地方の資金需要や国庫補助事業の動向等を踏まえ、事業毎の計画額を策定。

- 近年の事業毎の配分率（地方公共団体の財政融資資金に対する需要動向）等を踏まえ、事業毎に財政融資資金の計画額を決定。

（注1） 計数はそれぞれ四捨五入しているので、合計において一致しない場合がある。

（注2） 令和7年度は臨時財政対策債の新規発行が予定されていない。

1-2 令和7年度地方債計画の概要①

- 引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

●通常収支分

総額は9兆903億円となり、前年度に比べて1,281億円、1.4%の減となっている。

このうち、普通会計分は5兆9,620億円で、前年度に比べて3,483億円、5.5%の減、公営企業会計等分は3兆1,283億円で、前年度に比べて2,202億円、7.6%の増となっている。

○緊急自然災害防止対策事業の推進【財政融資資金700億円】

地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、4,000億円を計上している。

○公共施設等の適正管理の推進【財政融資資金100億円】

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、集約化・複合化に係る事業の対象を拡充（集約化・複合化等に伴う施設の除却）することとし、4,500億円（前年度に比べて180億円、4.2%の増）を計上している。

○過疎対策事業の推進【財政融資資金4,415億円】

人口減少や施設の老朽化を踏まえた公共施設の適正管理等を推進しつつ、過疎地域の持続的発展に資する事業を計画的に実施できるよう、5,900億円（前年度に比べて200億円、3.5%の増）を計上している。

1-2 令和7年度地方債計画の概要②

(続き)

○地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

地方公営企業による住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進するため、防災対策や脱炭素化の取組及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

○地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.6%）を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

○財政融資資金の償還期間の延長

過疎対策事業のうち公共施設マネジメント特別分に限り、固定金利方式（12年以内（うち据置3年以内））による貸付の償還期間を、以下のとおり延長することとしている。

- ① 義務教育諸学校及び高等学校施設については、25年以内（うち据置3年以内）。
- ② 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎、下水道施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、一般廃棄物処理施設については、30年以内（うち据置5年以内）。

● 東日本大震災分

復旧・復興事業として総額15億円を計上している。

○地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

1. 地方債制度

2. 地方公共団体向け財政融資の現状

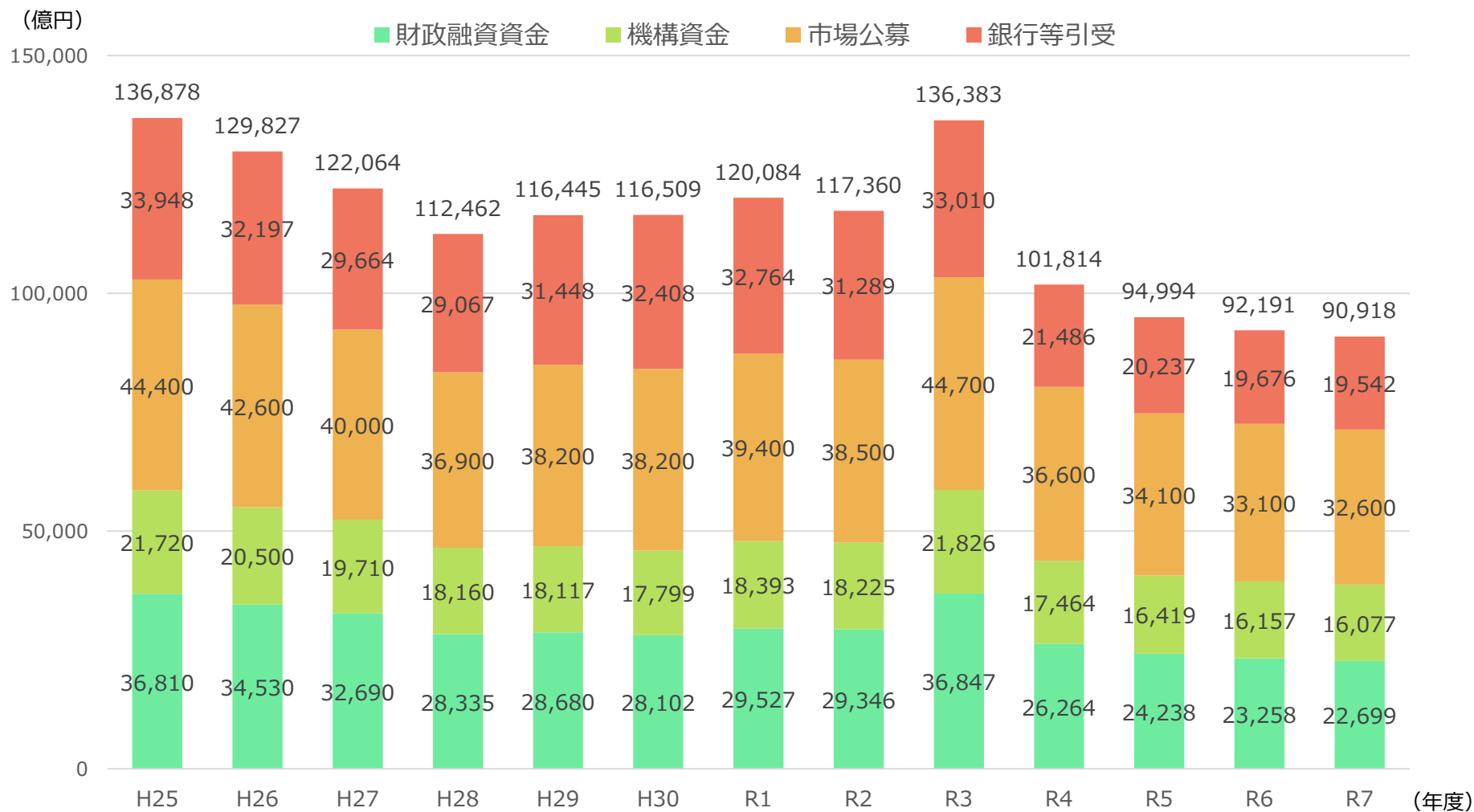
3. 令和8年度要求の概要

4. 編成上の論点

上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

2-1 地方債計画額（当初）の推移（資金別）

- 地方債計画額の規模は、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を受けて増加したが、令和4年度以降は再び減少傾向となっている。
- 令和7年度において、地方債計画額に占める財政融資資金の割合は25%程度。

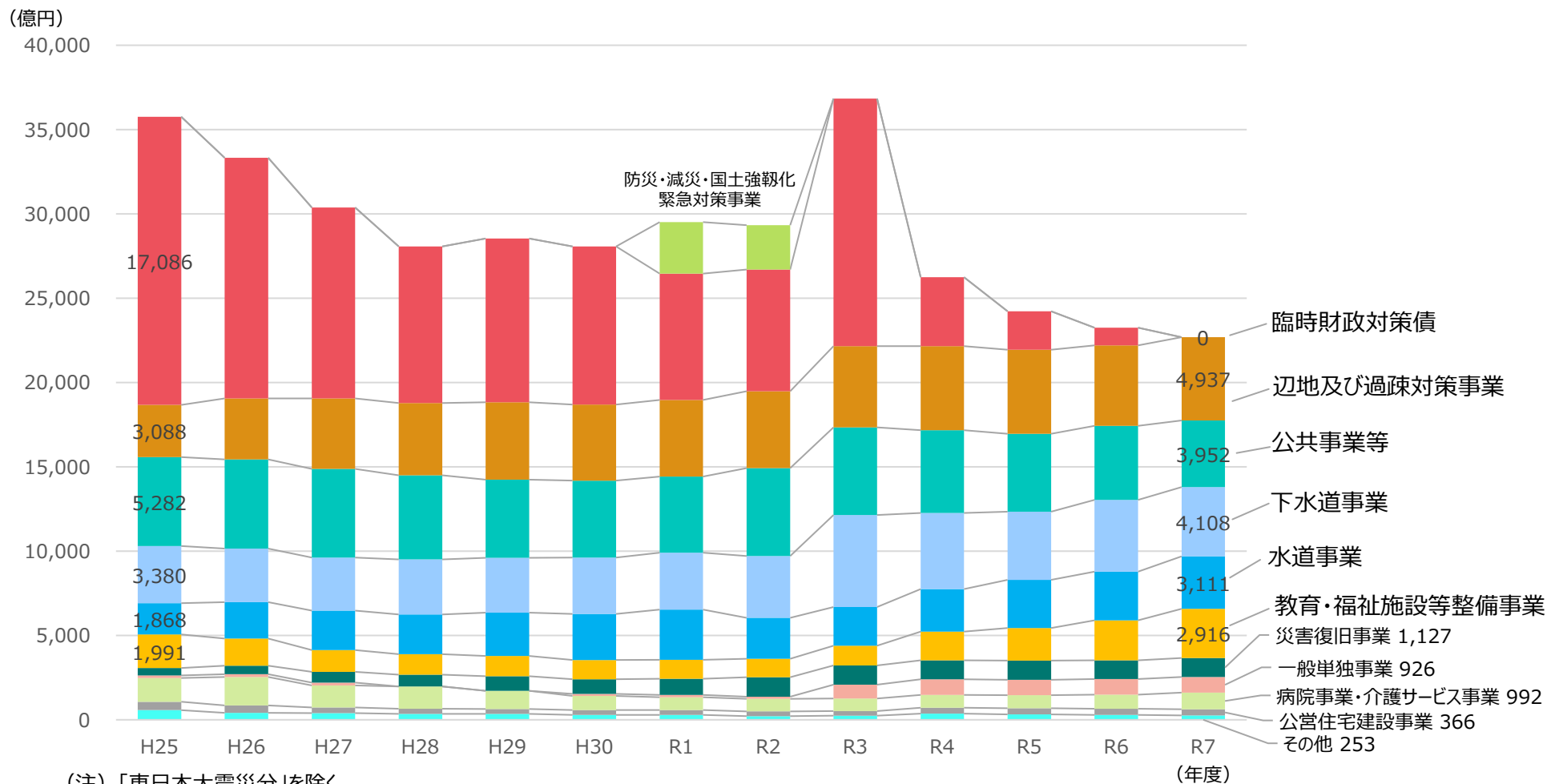


(注) 「東日本大震災分」を含む。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

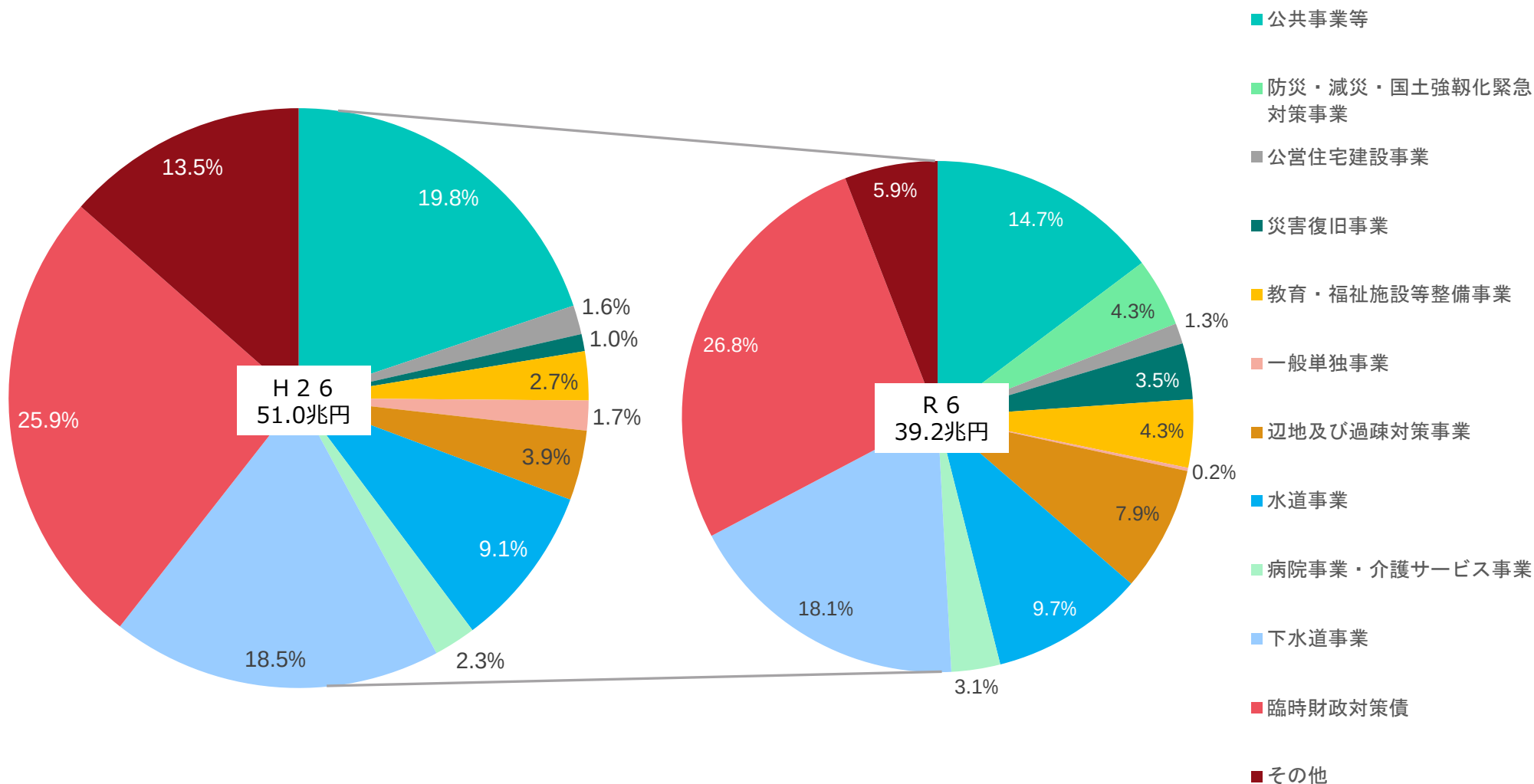
2-2 財政融資資金の事業毎の計画額（当初）の推移

- 財政融資資金の計画額を事業毎にみると、公共事業等債は減少傾向にある。一方で、下水道事業債や水道事業債、教育・福祉施設等整備事業債の計画額が増加傾向にある。
- なお、臨時財政対策債については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて計画額が増加した令和3年度を除き減少傾向にあり、令和7年度には新規発行が予定されていない。



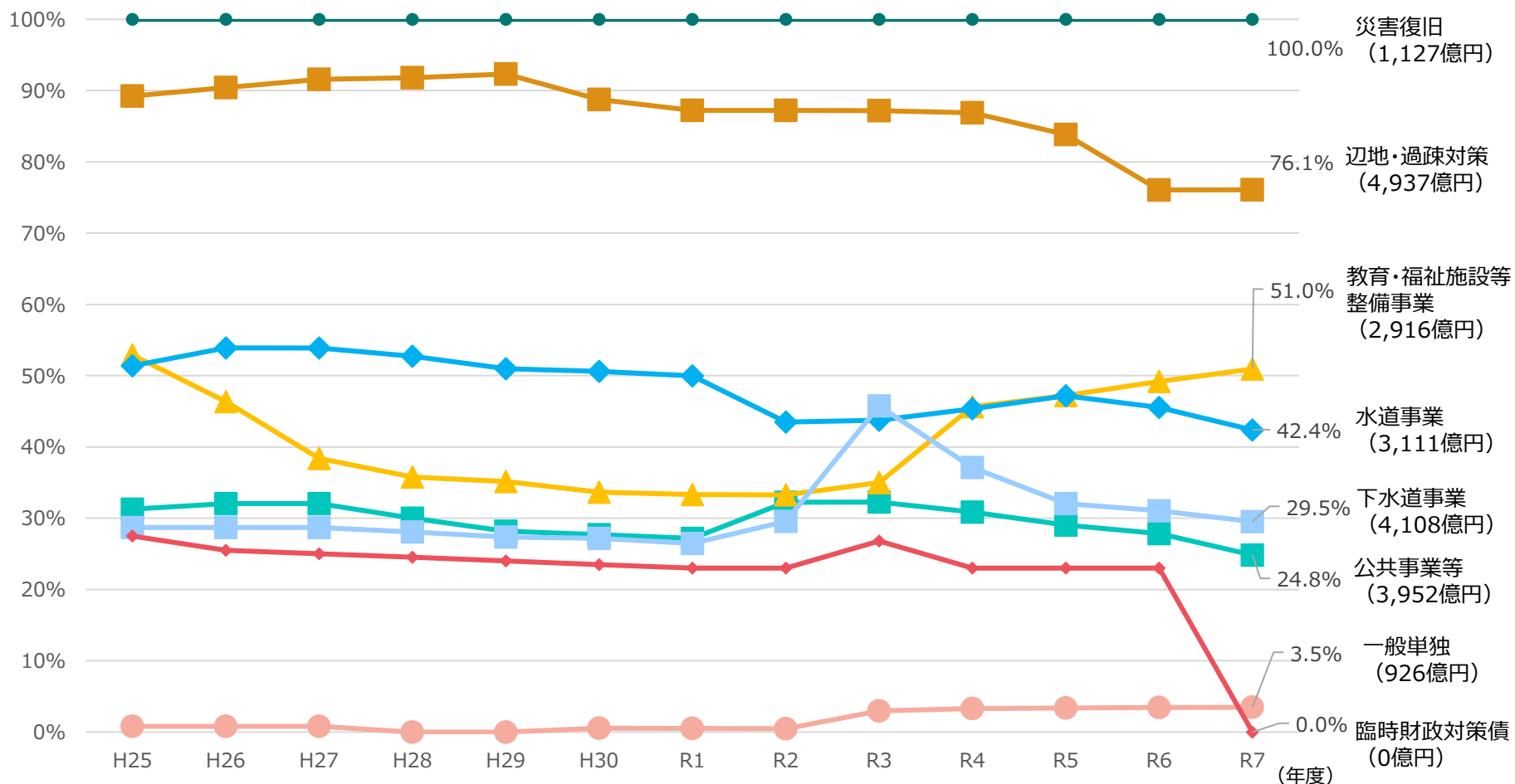
2-3 事業区分ごとの財政融資資金現在高の比較

○ 地方公共団体向け財政融資資金の年度末残高は、平成15年度末の72.5兆円をピークに減少しており、令和6年度末には39.2兆円となっている。



2-4 事業区分ごとの地方債計画に占める財政融資資金の割合

- 国の政策と密接に関係のある分野（教育・福祉施設等整備、上下水道等）については、地方公共団体の時々のニーズに柔軟に対応しており、足下は、教育・福祉施設等整備事業において財政融資資金の割合が増加。
- なお、災害復旧事業は全額を財政融資資金で引き受けている。



(注1) () 内の数字は、令和7年度当初計画額。「東日本大震災分」を除く。

(注2) 令和7年度は臨時財政対策債の新規発行が予定されていない。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

1. 地方債制度

2. 地方公共団体向け財政融資の現状

3. 令和8年度要求の概要

4. 編成上の論点

上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

3 令和8年度要求の概要

総務省資料

令和8年度要求

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 当初計画額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		90,903	90,903	—
(財源)	財政投融资	22,688	22,688	—
	財政融資	22,688	22,688	—
	自己資金等	68,215	68,215	—
	地方公共団体金融機構	16,073	16,073	—
	市場公募	32,600	32,600	—
	銀行等引受	19,542	19,542	—

(注) 額については、令和8年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和7年度計画額及び令和8年度要求額は、令和7年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和8年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和7年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は90,918億円及び22,699億円である。

(参考 1) これまでの地方公共団体向け財政投融资要求の推移

(単位：億円)

	要求		決定	
	地方債計画(案)額	うち財政融資資金	地方債計画額	うち財政融資資金
平成25年度	134,554	36,000	133,708	35,759
平成26年度	133,923	35,900	128,301	33,333
平成27年度	128,027	33,300	119,242	30,381
平成28年度	115,822	29,500	112,082	28,076
平成29年度	121,366	30,300	116,257	28,545
平成30年度	121,479	29,800	116,456	28,066
令和元年度	117,921	28,400	120,056	29,507
令和2年度	121,105	29,748	117,336	29,326
令和3年度	154,004	42,494	136,372	36,839
令和4年度	114,324	29,686	101,799	26,252
令和5年度	97,007	25,150	94,981	24,228
令和6年度	92,101	23,566	92,184	23,252
令和7年度	95,383	23,988	90,903	22,688
令和8年度	90,903	22,688		

(注)「東日本大震災分」を除いた額を計上。

(参考) 財政融資資金の実行状況(資金年度ベース)

(単位：億円)

	当初計画	改定	実績
平成25年度	36,810	42,577	36,635
平成26年度	34,530	36,620	32,766
平成27年度	32,690	35,248	30,901
平成28年度	28,335	36,443	31,317
平成29年度	28,680	32,407	28,715
平成30年度	28,102	34,560	30,415
令和元年度	29,527	36,185	30,467
令和2年度	29,346	43,350	33,399
令和3年度	36,847	44,587	35,478
令和4年度	26,264	33,909	28,856
令和5年度	24,238	34,489	28,942
令和6年度	23,258	34,887	31,768

(注) 1 「東日本大震災分」を含めた額を計上。

2 令和6年度の実績は、翌年度繰越額を含めた額を計上。

(参考2) 令和8年度地方債計画(案)

総務省資料

【通常収支分】

(単位: 億円、%)

項 目	令和8年度 計画額(案)(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	15,908	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,100	1,100	0	0.0
4 災害復旧事業	1,127	1,127	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	5,723	5,723	0	0.0
(1) 学校教育施設等	2,670	2,670	0	0.0
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,603	0	0.0
(4) 一般補助施設等	546	546	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	26,625	26,625	0	0.0
(1) 一般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	2,500	2,500	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,500	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12) デジタル活用推進	900	900	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	6,490	6,490	0	0.0
(1) 辺地対策	590	590	0	0.0
(2) 過疎対策	5,900	5,900	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	58,118	58,118	0	0.0

【通常収支分】

(単位: 億円、%)

項 目	令和8年度 計画額(案)(A)	令和7年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
二 公営企業債				
1 水道事業	7,339	7,339	0	0.0
2 工業用水道事業	420	420	0	0.0
3 交通事業	1,584	1,584	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	260	260	0	0.0
5 港湾整備事業	618	618	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	5,998	5,998	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	395	395	0	0.0
8 地域開発事業	1,346	1,346	0	0.0
9 下水道路事業	13,918	13,918	0	0.0
10 観光その他事業	107	107	0	0.0
計	31,985	31,985	0	0.0
三 臨時財政対策債	0	0	0	0.0
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(176)	(176)	(0)	(0.0)
総 計	(176)	(176)	(0)	(0.0)
内 普通会計分	90,903	90,903	0	0.0
訳 公営企業会計等分	59,620	59,620	0	0.0
	31,283	31,283	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和8年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
- 2 地方財源の不足に対処するための財源対策債については、「令和8年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。
- 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及び退職手当債の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 計画額(案) (A)	令和7年度 計 画 額 (B)	差 引 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) / (B) × 100
公 的 資 金	38,761	38,761	0	0.0
財 政 融 資 資 金	22,688	22,688	0	0.0
地方公共団体金融機構資金	16,073	16,073	0	0.0
(国の予算等貸付金)	(176)	(176)	(0)	(0.0)
民 間 等 資 金	52,142	52,142	0	0.0
市 場 公 募	32,600	32,600	0	0.0
銀 行 等 引 受	19,542	19,542	0	0.0
合 計	90,903	90,903	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和8年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆4,100億円(前年度同額)を見込んでいる。
 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参考4) 令和8年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

総務省資料

(通常収支分)		(単位:兆円)			
区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入	地方税等	48.4	49.4	1.0	2.1
	地方税	45.4	46.3	0.9	2.0
	地方譲与税	3.0	3.1	0.1	4.0
	地方特例交付金等	0.2	0.1	△0.0	△22.9
	地方交付税	19.0	19.3	0.4	2.0
	国庫支出金	17.2	17.7	0.5	2.7
	地方債	6.0	6.0	0.0	0.0
	うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	6.3	6.3	△0.0	△0.2
	計	97.1	98.9	1.8	1.8
入	うち一般財源	67.5	68.9	1.3	2.0
	うち(交付団体ベース)一般財源	63.8	65.1	1.3	2.1

注)1 地方交付税の要求の考え方等については、「令和8年度 地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。

2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額である。

3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、予算編成過程において、「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。あわせて、地域デジタル社会推進費、緊急防災・減災事業費、緊急自然災害防止対策事業費及び脱炭素化推進事業費の取扱いも含め、「令和8年度の地方財政の課題」、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

6 「R7計画」は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映したものである。

(単位:兆円)		(単位:兆円)			
区分	R7計画 A	R8仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出	給与関係経費	21.0	21.8	0.8	3.8
	退職手当以外	19.9	20.6	0.8	4.0
	退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0
	一般行政経費	45.6	46.6	0.9	2.0
	補助	26.6	27.3	0.7	2.6
	単独	15.9	16.1	0.2	1.2
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.0
	新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.2	0.0	0.0
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0
出	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	投資的経費	12.1	12.1	0.0	0.0
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0
	維持補修費	1.6	1.6	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.3	2.3	0.0	0.7
	公債費	10.7	10.8	0.1	0.7
	水準超経費	3.8	3.8	0.0	0.0
	計	97.1	98.9	1.8	1.8
	うち一般歳出	81.3	83.0	1.7	2.1

1. 地方債制度

2. 地方公共団体向け財政融資の現状

3. 令和8年度要求の概要

4. 編成上の論点

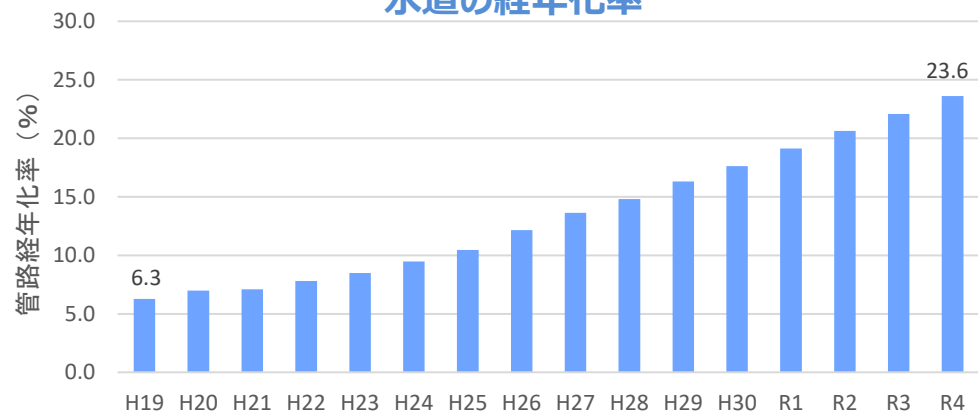
上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

4-1 上下水道の老朽化の現状と課題①

○ 上下水道については、耐用年数を超えた管路の割合（経年化率）が年々上昇しており、老朽化が加速度的に進行しているほか、耐震化の遅れも見られる。他方、必要な更新を進めるにあたっては、主に以下の課題が存在している。

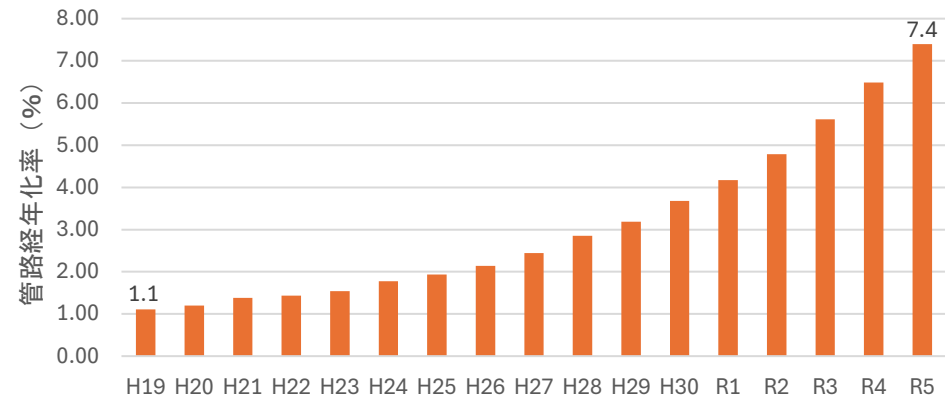
◆ 水道及び下水道管路の老朽化の現状

水道の経年化率



※管路経年化率 (%) = 耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

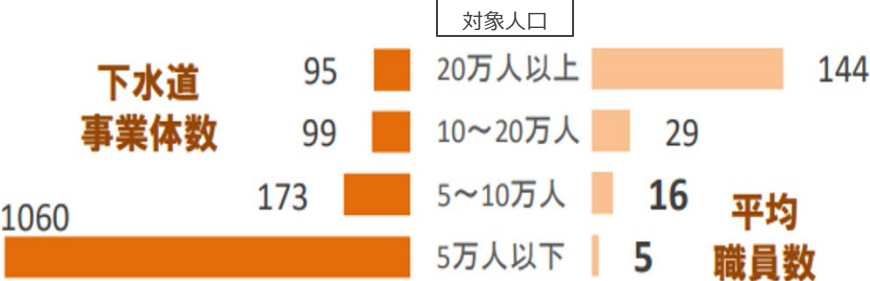
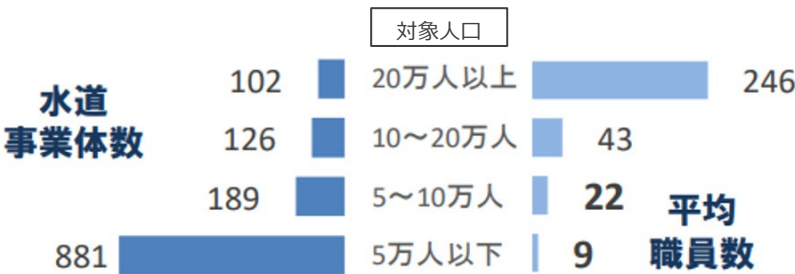
下水道の経年化率



(出典) 国交省作成資料を財務省において一部改変

○ 上下水道事業に関わる職員がピーク時と比較して 4 割前後減少しているほか、小規模な事業体では職員数が10数名以下での運営を余儀なくされている。

◆ 規模別の上下水道事業体数と平均職員数

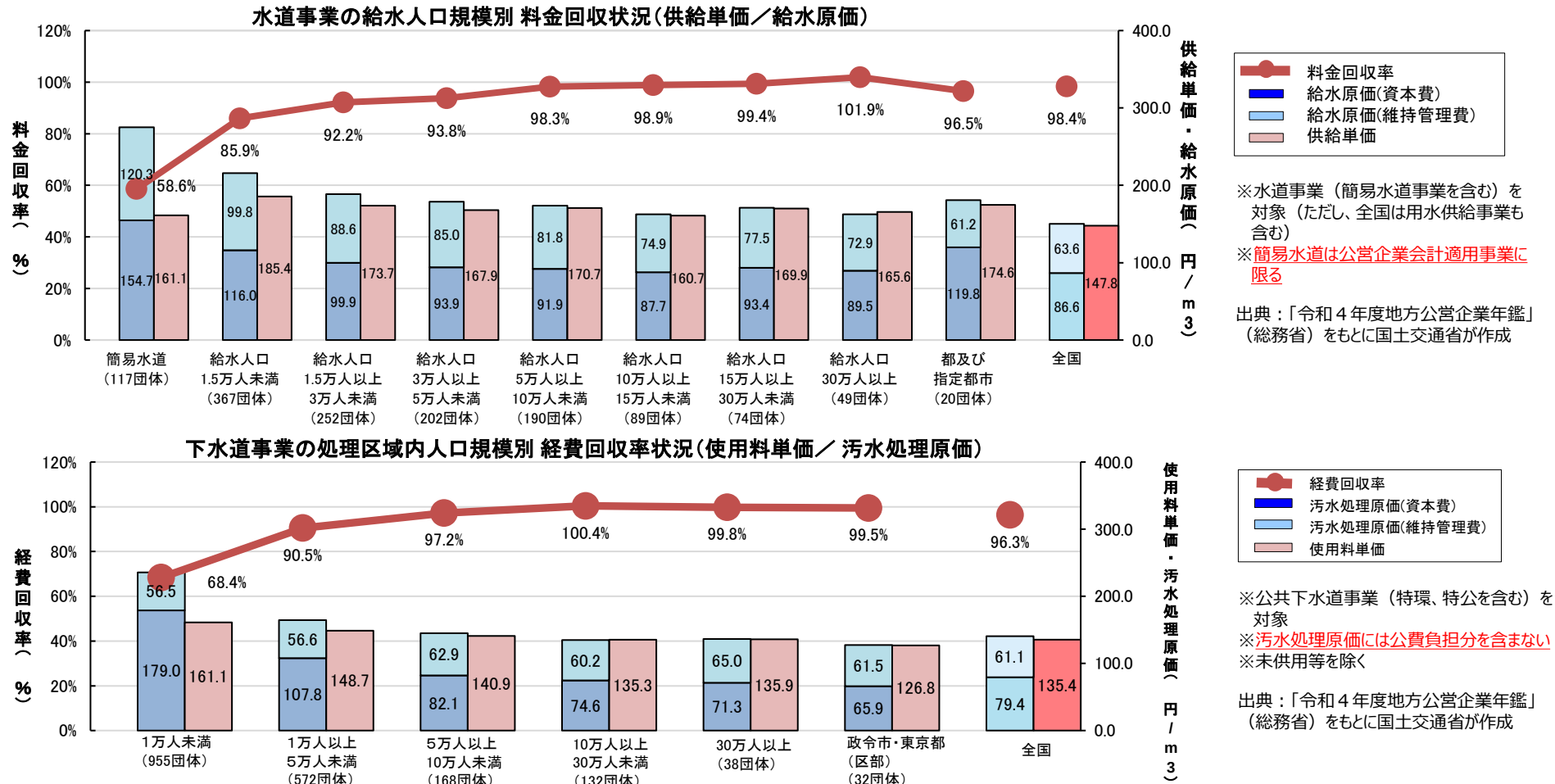


(出典) 国交省作成資料

4-1 上下水道の老朽化の現状と課題②

- 人口減少等による収入減少と維持管理・更新費の増大により、経営は厳しさを増すことが確実な中、小規模な事業者ほど料金回収率や経費回収率が低く、原価を回収できていない傾向がみられるなど、更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

◆ 上下水道 事業規模別の料金等の原価、単価及び料金等回収率の関係



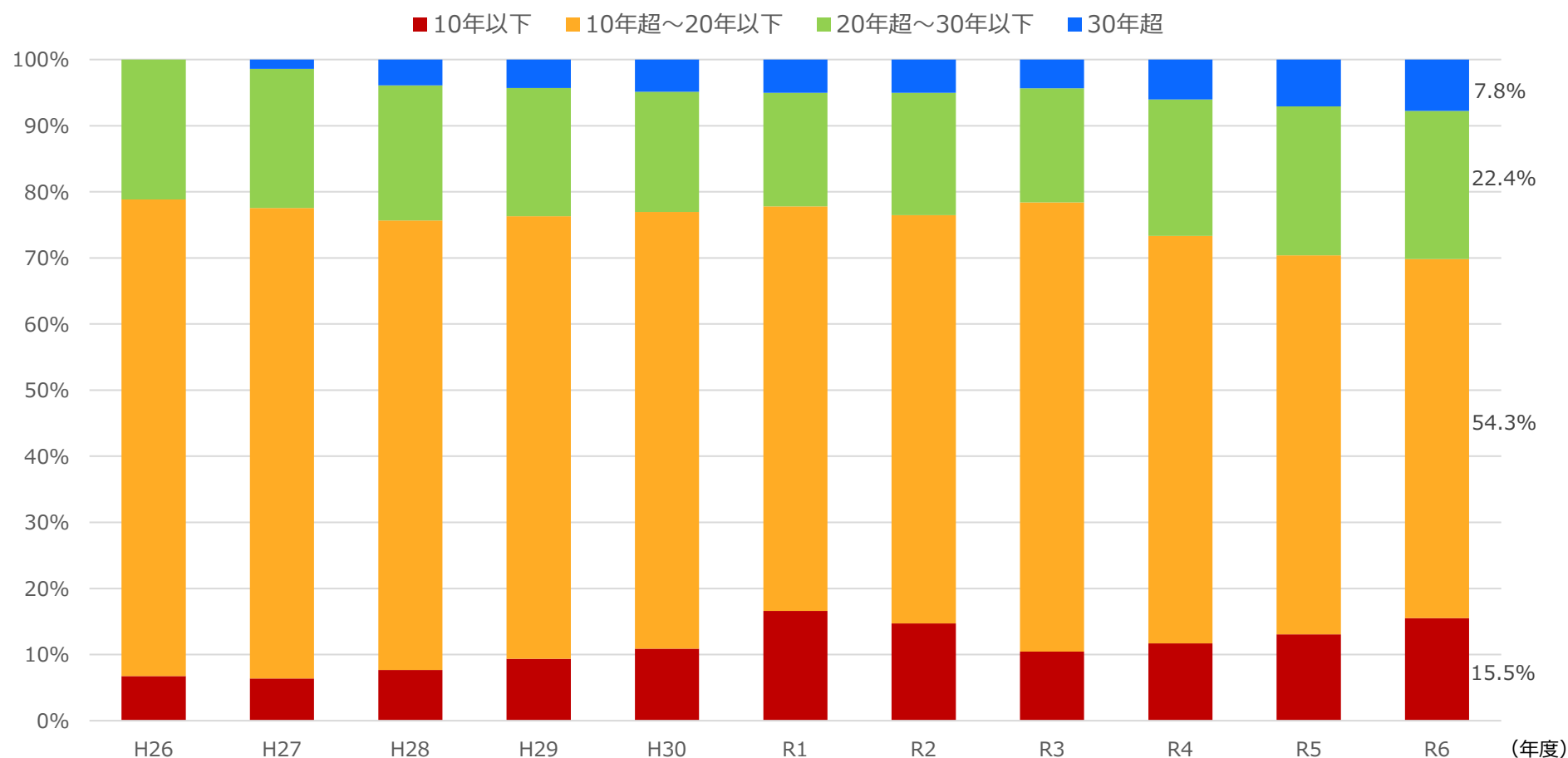
- こうした課題に対処するため、現在、関係省庁等において事業の広域化等（事業統合や経営の一体化、施設の分散化・最適化等）に向けた様々な施策の検討が進められているところ。

4-2 長期の財政融資資金の役割の拡大

- 地方公共団体向け財政融資貸付の実績において20年を超える年限の貸付、特に30年超の年限の貸付が拡大している。地方公共団体における年限の長い地方債（水道・下水道事業債等※）に対する需要は上昇傾向にあり、長期の財政融資貸付の役割が拡大している。

※ 財政融資資金地方資金の貸付条件のうち、償還期限が30年超の地方債は、「水道事業債」「下水道事業債」「交通事業債（都市高速鉄道事業）」「港湾整備事業債（埠頭用地）」

※ 事業毎の計画額は資料8ページを参照



4-3 論点：上下水道の老朽化対策に資する事業への考え方について

- 償還期間の長い上下水道などのインフラ事業に対する財政融資資金の活用については、長期の事業計画が立てやすくなるといった意義。関係省庁等における広域連携等に向けた取組を資金面からサポートすべく、地域のインフラ老朽化対策・耐震化の加速化に資する事業に対し、例えば広域化等の経営基盤強化に取り組む地方公共団体を積極的に支援すべきではないか。

(注) 例えば上下水道の広域化等に資する事業については、既に地方債同意等基準運用要綱において公的資金を優先的に配分しているところ。

- 他方で償還年限の長期化に伴い、償還確実性の確認を継続して行う必要があり、財務局等による継続的な実地監査や財務状況把握は引き続き重要。また財務局等においてこうした資金需要の相談に応じるにあたり、各地域での広域化の検討状況や経営基盤強化への取組状況の把握等、地方公共団体と財務局等とのコミュニケーションや課題解決支援も重要であることから、こうした取組を引き続き進めていくべきではないか。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月 財政投融资分科会）

大規模な災害等への対応強化等の防災・減災に資する真に必要な施設整備等に積極的に対応し、公共施設の更新投資など新たな資金需要についても柔軟な対応を検討することとし、これらについては、これまで規模を縮減してきた地方単独事業であっても、融資の対象としていく。

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① 国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく。
- ② 更に、国の政策と密接な関係のある分野（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）に対して、引き続き対応していく。
- ③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。

その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。

「財政投融资の在り方に関する議論の整理」（令和6年7月29日 財政投融资分科会）

地方公共団体に対する財務状況把握や地方公営企業に対する実地監査において、地方の課題解決を支援するコンサルティングに注力していることは高く評価でき、こうした取組を効果的に展開していくために、財務局等の関係部署を含め、人材育成や知見の蓄積・共有を一層進めていくことが期待される。

(参考 1) 老朽化対策に係る政府方針等

「経済財政運営と改革の基本方針2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリーな仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。

第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進める。広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・データの活用、事業者間や官民の連携促進により、予防保全型への本格転換や維持管理の高度化・効率化、地域の将来像を踏まえた集約・再編や公的ストックの適正化を推進するとともに、老朽化対策の効果の見える化を進める。受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策について検討を行う。

「第 1 次国土強靱化実施中期計画」 (令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)

第 1 章 基本的な考え方

高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらし、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしており、来るべき大規模災害に備える上でも対策は急務である。(中略)「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)等に基づき、既に災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る。

「インフラ長寿命化基本計画」 (平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

V. 必要施策の方向性

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点で果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあっては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占用物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み令和7年度までに改定を行う

資産管理
(老朽化状況の把握等)

反映

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

経営の広域化等・
民間活用人材確保、
組織体制の整備新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

②事業としての持続可能性

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

経営の広域化等(※)

民間活用

※ 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

(参考3) 広域化等に関する地方債の運用

令和7年度地方債同意等基準運用要綱

第一 協議等手続きに関する事項

二 対象事業に関する事項

(1) 水道事業

ア～エ 略

オ 広域化に伴い必要となる施設等の整備費を対象とした水道事業債に係る資金については、公的資金を優先的に配分すること。

カ 水道管路耐震化事業費を対象とした水道事業債に係る資金については、公的資金を優先的に配分すること。

(9) 下水道事業

ア～キ 略

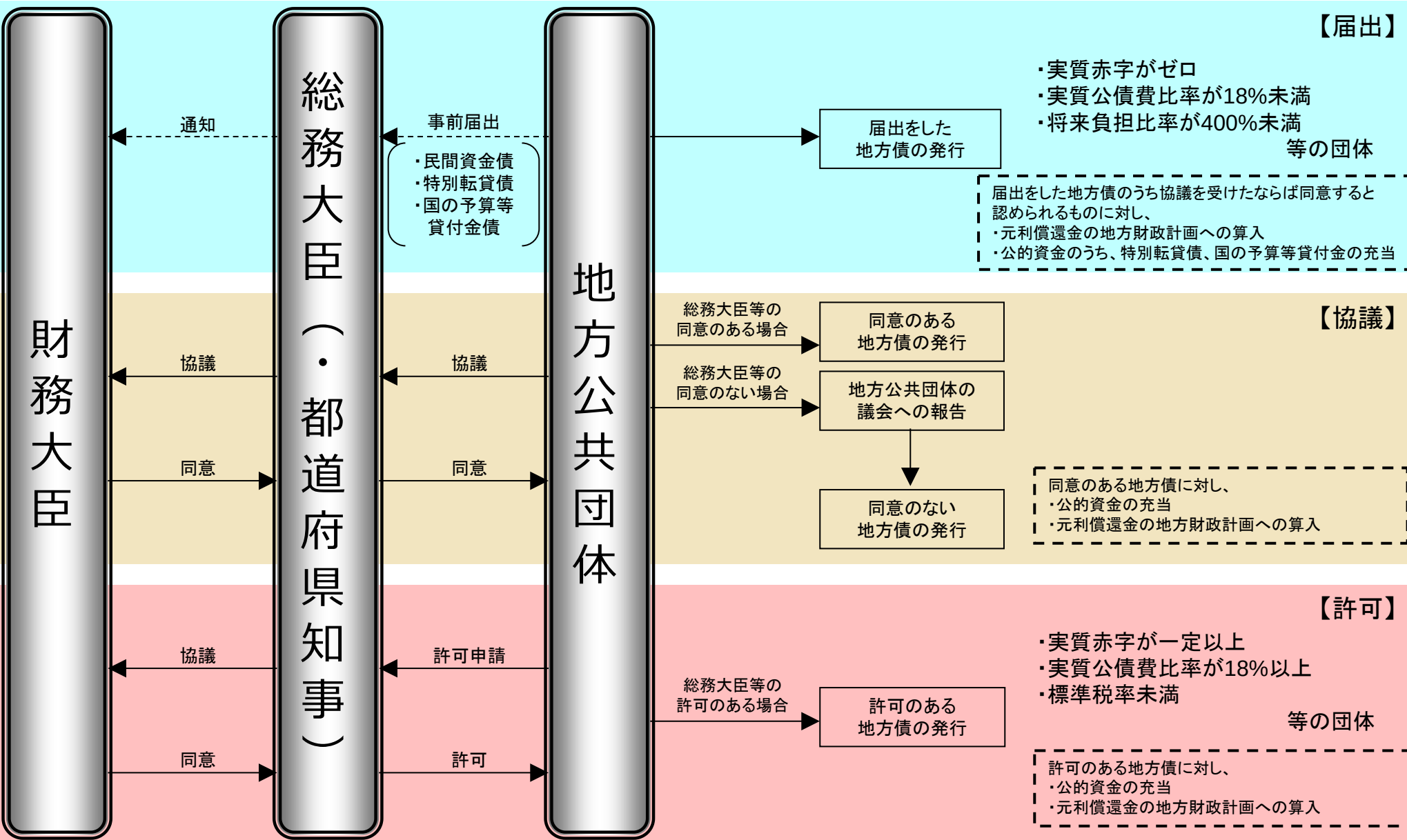
ク 広域化・共同化に伴い必要となる施設等の整備費を対象とした下水道事業債に係る資金については、公的資金を優先的に配分すること。

(参考資料)

地方債の対象経費

	地方債	国債
原則	地方財政法 (地方債の制限) 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。） 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合	財政法 第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、<u>公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</u>
例外	地財法第5条に規定する経費以外の財源とする場合は、別途法的措置が必要。 ・臨時財政対策債（地方財政法第33条の5の2） ※地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。 ・過疎対策事業債（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条） 等	建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費等以外の歳出に充てる財源を調達することを目的として、特例公債法等の特別の法律に基づき、特例国債（赤字国債）を発行。

地方債起債手続きの概要



地方債同意等基準（運用要綱）

地方債同意等基準（総務省告示）

総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの。

地方債同意等基準において示されている主な事項

- 地方債同意等基準の策定方針
- 地方債協議等のスケジュール
- 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
- 事業区分ごとの対象事業
- 許可団体に係る許可基準
- 財政再生団体に係る許可基準

地方債同意等基準運用要綱（総務副大臣通知）

同意等基準に基づく手続のうち協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの。

令和6年度における地方公共団体に対する実地監査の実施状況

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に赴き、
①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを実地でチェック。
- 財投分科会での提言を受けて以降、地方公共団体の課題解決に向けた取組を支援するため、監査において把握した経営課題等に対するアドバイス機能の充実を図っている。
- 令和6年度は、新型コロナウイルス感染症対応の状況を踏まえて見送っていた病院事業に対する監査を再開。

〜〜 令和6年度 実施状況 〜

① 貸付資金の使用状況等監査

団体数	財政融資資金残高	監査実施団体数（割合）	監査先残高
2,294	402,007億円	163（7.1%）	30,339億円

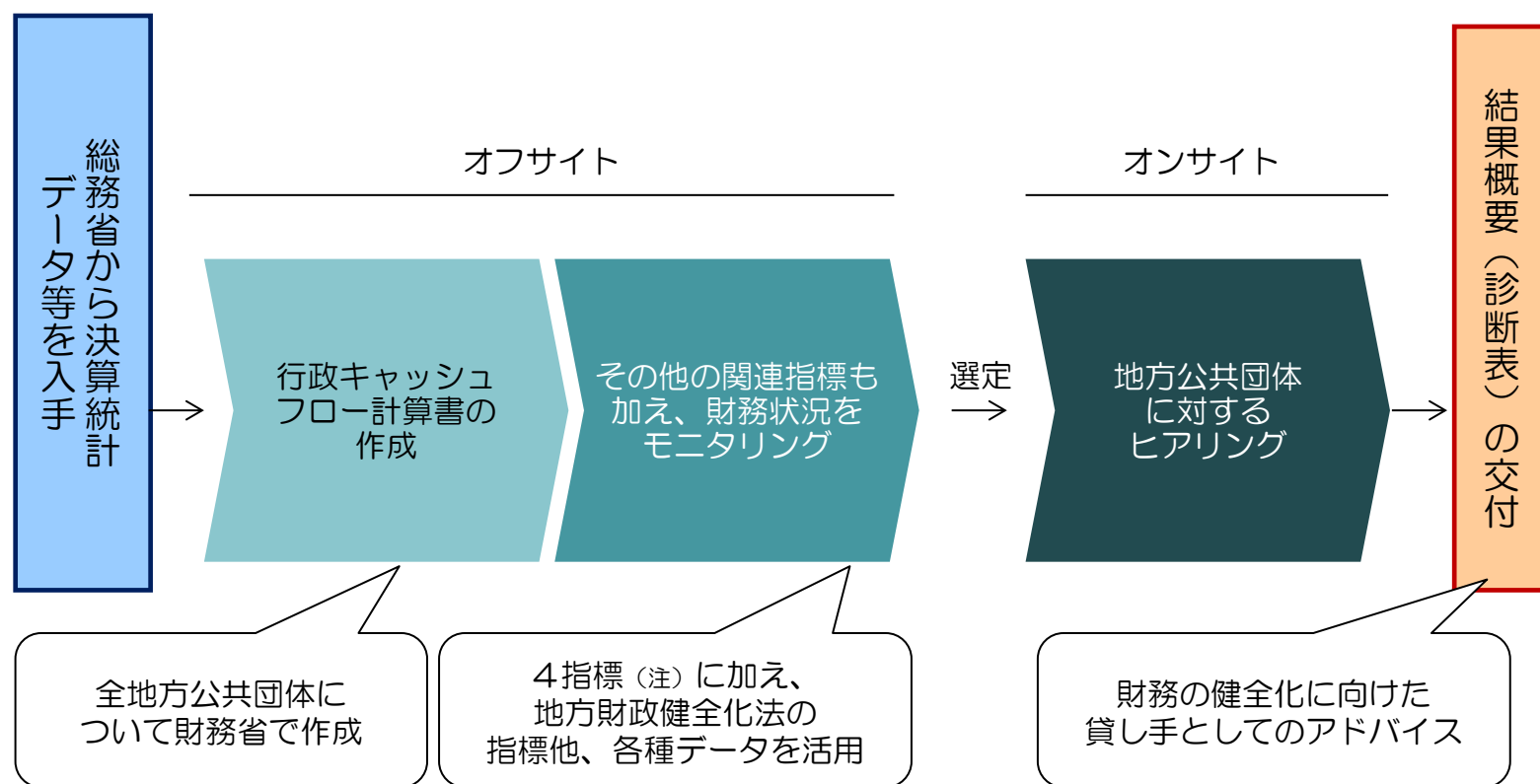
② 地方公営企業の経営状況監査

区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数（割合）	監査先残高
上水道	1,197	30,366億円	66（5.5%）	1,870億円
下水道	2,776	70,023億円	164（5.9%）	6,044億円
病院	563	15,670億円	18（3.2%）	530億円
合計	4,536	116,059億円	248（5.5%）	8,444億円

【注】本表は、全地方公営企業7,927先（総務省「令和5年度地方公営企業年鑑」）のうち、令和5年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設）、病院事業について掲載

財務状況把握の流れ

- 財務状況把握は、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況(債務償還能力と資金繰り状況)を把握するものであり、また、結果概要(診断表)の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス(情報提供等)や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っている。



(注) 4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づきストック面を重視して算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」及び「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいう。

令和6年度財務状況把握の結果の概要（市区町村）

- 財務局において、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、毎年度、地方公共団体の財務状況把握を実施している。令和6年度は、全市区町村1,741団体のうち175団体に対しヒアリングを行った（令和5年度：177団体）。
- 地方公共団体の財務状況について、①「債務高水準」、②「積立低水準」及び③「収支低水準」の診断基準への該当状況を確認したところ、以下の結果となった。

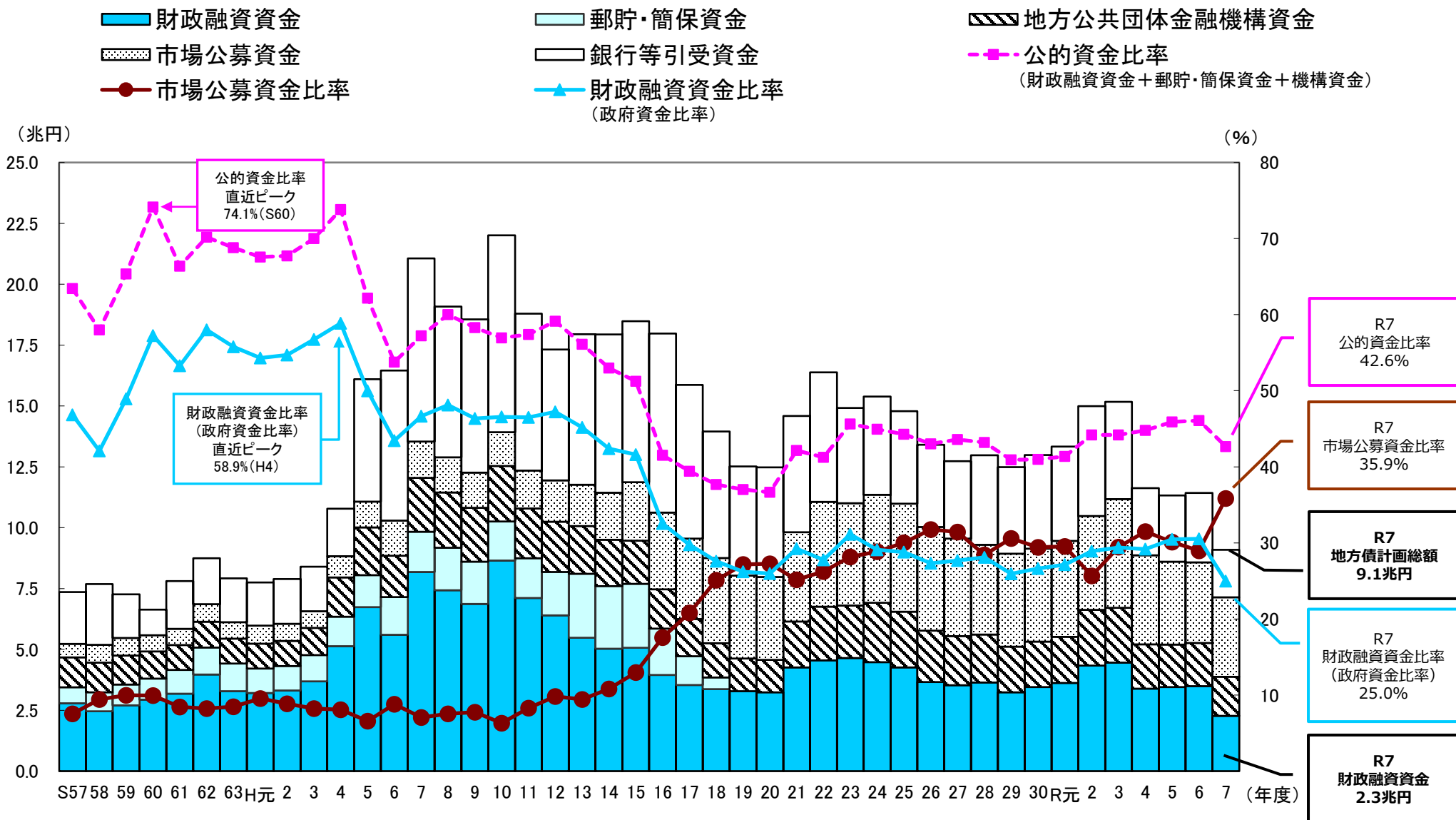
＜ヒアリング実施団体における診断基準への該当状況＞

ヒアリング 団体数	診断基準に該当する団体数			診断基準に 該当していない団体数	
	債務高水準	積立低水準	収支低水準		
175	22	0	18	4	153

- 診断基準に該当した地方公共団体について、その要因を把握したところ、以下の事例が認められた。

財務上の留意点	主な事例
②積立低水準	・リサイクルセンター等の公共設備改修や市道補修整備等の大規模改修事業に充当するため、基金の取り崩しを行った。 ・国民健康保険事業への赤字補てん等のため、基金の取り崩しを行った。
③収支低水準	・生活保護費や児童福祉費等の扶助費や、人件費が増加したことにより、収支が悪化した。 ・団体独自の保育人材確保施策等の実施による補助費等が増加したことにより、収支が悪化した。

地方債計画と地方公共団体向け財政融資の推移（計画改定後）



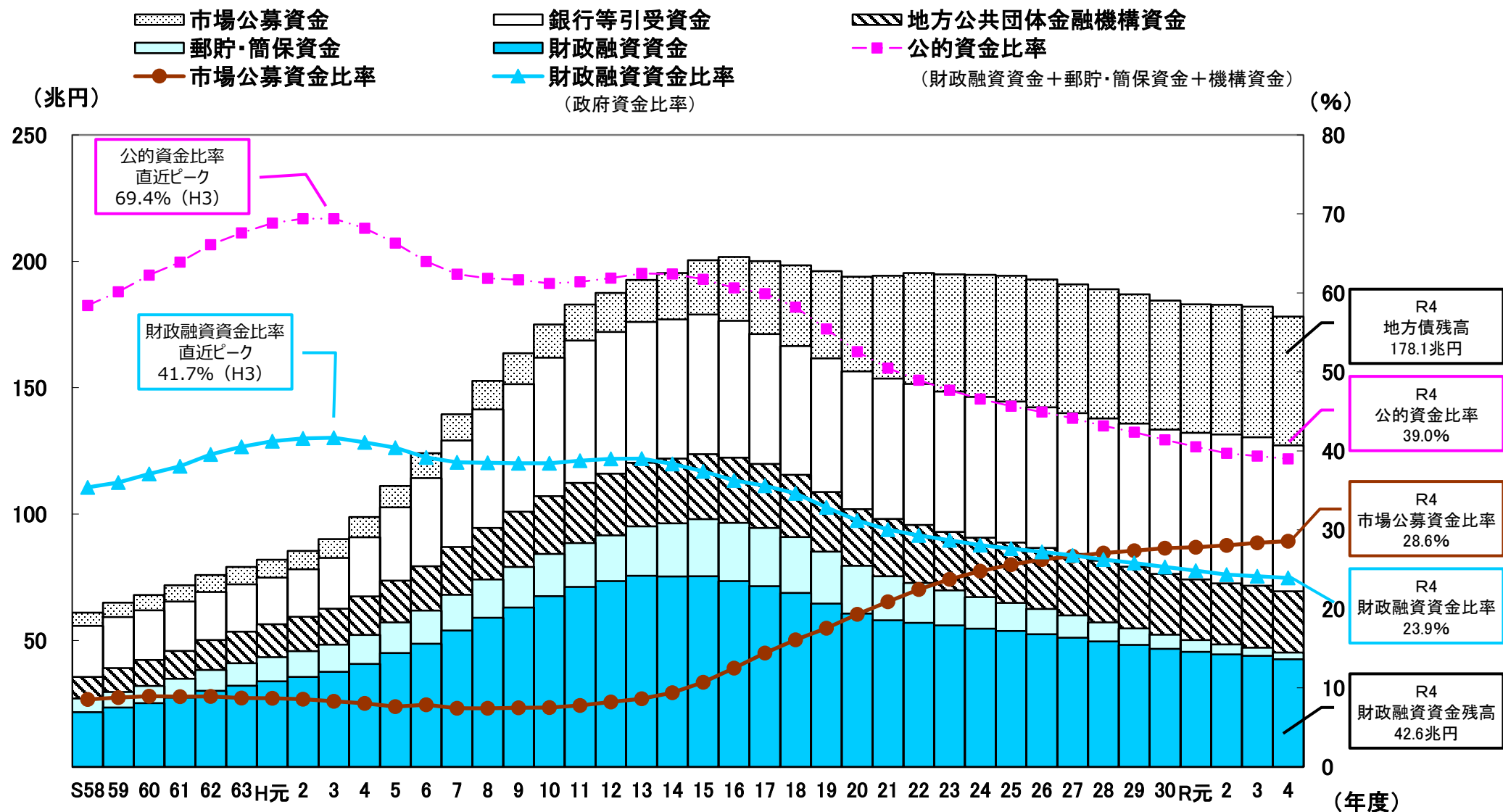
(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和57年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 政府資金については、平成18年度までは財政融資資金の他に郵貯資金及び簡保資金を含む。

(注3) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改正していない。

(出典) 各年度「地方債計画」

地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 残高・比率は普通会計及び企業会計に係るものである。

(出典) 各年度「地方債統計年報」

令和7年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）①

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
一 一 般 会 計 債							
1 公 共 事 業 等	15,908	4,260	3,952	308	11,648	9,273	2,375
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,100	489	366	123	611	475	136
3 災 害 復 旧 事 業	1,127	1,127	1,127	0	0	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	5,723	3,390	2,916	474	2,333	1,461	872
(1) 学 校 教 育 施 設 等	2,670	1,677	1,468	209	993	693	300
(2) 社 会 福 祉 施 設	367	161	72	89	206	156	50
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,603	1,287	1,111	176	316	153	163
(4) 一 般 補 助 施 設 等	546	265	265	0	281	108	173
(5) 施 設（一 般 財 源 化 分）	537	0	0	0	537	351	186
5 一 般 単 独 事 業	26,625	7,085	926	6,159	19,540	11,661	7,879
(1) 一 般	2,493	83	0	83	2,410	2,038	372
(2) 地 域 活 性 化	690	85	0	85	605	448	157
(3) 防 災 対 策	871	262	126	136	609	337	272
(4) 地 方 道 路 等	3,221	248	0	248	2,973	2,830	143
(5) 旧 合 併 特 例	2,500	332	0	332	2,168	26	2,142
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	2,000	0	2,000	3,000	1,950	1,050
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,500	1,828	100	1,728	2,672	1,587	1,085
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,134	1,159
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	1,100	0	0	0	1,100	422	678
(10) 脱 炭 素 化 推 進	900	360	0	360	540	374	166
(11) こ だ も ・ 子 育 て 支 援	450	180	0	180	270	192	78
(12) デ ジ タ ル 活 用 推 進	900	0	0	0	900	323	577
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	6,490	6,485	4,937	1,548	5	0	5
(1) 辺 地 対 策	590	590	522	68	0	0	0
(2) 過 疎 対 策	5,900	5,895	4,415	1,480	5	0	5
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	0	345	91	254
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	0	700	553	147
9 調 整	100	0	0	0	100	69	31
計	58,118	22,836	14,224	8,612	35,282	23,583	11,699

令和7年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）②

（単位：億円）

項 目	合 計	公 的 資 金			民 間 等 資 金		
		計	財 政 融 資	地方公共 団 体 金融機構	計	市 場 公 募	銀 行 等 引 受
二 公 営 企 業 債							
1 水 道 事 業	7,339	5,244	3,111	2,133	2,095	1,145	950
2 工 業 用 水 道 事 業	420	81	0	81	339	15	324
3 交 通 事 業	1,584	295	78	217	1,289	1,118	171
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	49	0	49	211	50	161
5 港 湾 整 備 事 業	618	195	175	20	423	105	318
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	5,998	2,579	992	1,587	3,419	664	2,755
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	395	25	0	25	370	221	149
8 地 域 開 発 事 業	1,346	0	0	0	1,346	631	715
9 下 水 道 事 業	13,918	7,453	4,108	3,345	6,465	4,979	1,486
10 観 光 そ の 他 事 業	107	4	0	4	103	18	85
計	31,985	15,925	8,464	7,461	16,060	8,946	7,114
合 計	90,103	38,761	22,688	16,073	51,342	32,529	18,813
三 臨 時 財 政 対 策 債	0	0	0	0	0	0	0
四 退 職 手 当 債	800	0	0	0	800	71	729
総 計	90,903	38,761	22,688	16,073	52,142	32,600	19,542

地方債の事業別償還期限（令和7年度）

貸付対象事業		財政融資資金		地方公共団体 金融機構資金	
		固定	利率見直し	固定	利率見直し
一般会計債	公共事業等	25	25	25	25
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	25	25	-	-
	公営住宅建設事業	25	25	25	25
	災害復旧事業	10	10	-	-
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等	25	25	25
		社会福祉施設	25	25	25
		一般廃棄物処理	30	30	30
		一般補助施設等	25	25	-
	一般単独事業	防災対策	30	30	30
		緊急防災・減災	-	30	30
		公共施設等適正管理	30	30	30
		緊急自然災害防止対策	30	30	30
	辺地及び過疎対策事業	辺地対策	10	30	40
		過疎対策	12	30	40
公営企業債	水道事業	40	40	30	40
	交通事業	40	40	30	40
	港湾整備事業	40	40	30	40
	病院・介護サービス事業	30	30	30	30
	下水道事業	40	40	30	40
臨時財政対策債		-	20	-	30

（注1）当該事業のうち、もっとも長い償還期限について記載。

（注2）辺地・過疎対策事業のうち、償還期限（利率見直し方式）が30年となるのは、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）、飲用水供給施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、下水道施設、一般廃棄物処理施設。

（注3）過疎対策事業のうち、公共施設マネジメント特別分として同意等される事業の償還期限（固定金利方式）について、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、下水道施設、一般廃棄物処理施設については30年、義務教育諸学校及び高等学校施設については25年。

（注4）機構の臨時財政対策債の償還期限について、市町村（指定都市を除く）は20年。